

ID: 1899

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	先端設備等導入計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	中小企業等経営強化法 第53条第2項及び第3項		
法令番号	平成11年法律第18号		
【根拠条文】 (先端設備等導入計画の変更等) 第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。 2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。 5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日